

報道関係者 各位

平成 30 年 1 月 26 日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 菅原 幸喜（内線 3651）

担 当 杉村 弘樹（内線 3666）

（代表電話） 03(5253)1111

平成 30 年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」を設けております。

本日、平成 31 年度の国民年金保険料額が公表されたことに伴い、平成 30 年度における国民年金保険料の前納額をお知らせいたします。

（１）**６ヶ月前納の場合の保険料額**（平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月分の保険料または平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月分の保険料が対象）

- ・口座振替の場合：96,930 円（毎月納める場合より 1,110 円の割引）
- ・現金納付の場合：97,240 円（毎月納める場合より 800 円の割引）

（２）**１年前納の場合の保険料額**（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月分の保険料額が対象）

- ・口座振替の場合：191,970 円（毎月納める場合より 4,110 円の割引）
- ・現金納付の場合：192,600 円（毎月納める場合より 3,480 円の割引）

（３）**２年前納の場合の保険料額**（平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月分の保険料額が対象）

- ・口座振替の場合：377,350 円（毎月納める場合より 15,650 円の割引）
- ・現金納付の場合：378,580 円（毎月納める場合より 14,420 円の割引）

※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

＜前納のお申込みについて＞

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 口座振替及びクレジットカードによる 6 カ月（4～9 月分）、1 年および 2 年前納のお申込み期限は平成 30 年 2 月末となっております。現金納付については、4 月中であれば手続可能です。
- 手続等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページ（URL は下記参照）をご覧ください。

日本年金機構ホームページ URL : <http://www.nenkin.go.jp/>